

狛江市立狛江第三中学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 3 月策定

令和 8 年 4 月改訂

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法及び東京都教育委員会「いじめ総合対策【第三次】」に基づき狛江第三中学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめに対する基本的な事項

いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、次の通り定義する。

「いじめ」とは、「当該児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人間関係（同じ学校に在籍している等）にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（不作為によるもの及びインターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

*けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめ防止対策推進法第2条、狛江市いじめ防止基本方針 参考

具体的ないじめの態様

- 冷やかされたりからかわれたり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれをされる、集団から無視をされる
- 軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことを書かれたりする等

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長や人格形成等に重大な影響を及ぼすだけでなく、いじめを受けた児童・生徒の生命をも重大な危機に陥れたり、その心に生涯消えない深い傷

を残したりするものである。いじめはきわめて深刻な人権侵害であり、すべての生徒は絶対に許されない、行ってはならない行為である。

学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、児童相談所、狛江市教育支援センター、学校サポートチーム（学校運営協議委員等）、その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には組織的に、適切かつ迅速にこれに対応し、さらにその再発防止に努めなければならない。

保護者の責務

保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒等がいじめを行うことがないよう、当該生徒等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。また、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒等をいじめから保護するものとする。そして学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

3 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめ防止のための組織をおく

- (1) 名称 「いじめ防止委員会」
- (2) 構成員 校長・副校長・生活指導主任・学年主任・養護教諭・SC
※生活指導主任を委員長、第1学年主任を書記とする。
《重大事態発生の場合は別に設ける》
- (3) 役割
定期的に会議を開催し、情報交換と取組の進捗を確認することを前提とする。

- ① いじめ防止に関する年間指導計画を作成し、ふれあい月間及びいじめに関するアンケート、学期に一回の「いじめ防止のための授業」の計画・立案を行う。
- ② いじめ防止等に係わる校内研修は、副校長を中心として計画・実施する。
- ③ いじめが疑われる場合その情報を集約し判断し認知する。そして対応方針を協議する。
- ④ 所定の書式に、いじめの発生時より詳細な記録を取り、保管する。
- ⑤ 生徒への対応において中心的な存在である担任に対し、指導・助言を行う。
- ⑥ Web QU 推進委員会、特別支援教育推進委員会と連携し、別側面からの生徒理解を進めることを支援する。

(4) 指導方針

未然防止→早期発見→早期対応→重大事態への対応

1 軽微ないじめをも見逃さない 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

- すべての教職員の正しい理解が基本である。
- 行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じている場合には「いじめ」に該当する。

2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む 《組織的対応》

- 教職員はいじめ防止委員会へあらゆるいじめに関して報告・連絡を行う。
- 学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行う。

3 相談しやすい環境の中で、いじめから子どもを守り通す 《学校教育相談体制の充実》

- 生徒との信頼関係を基盤に、いつでも相談に応じることができる体制を整備する。

4 子どもたち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》

- いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できる子どもを育てる。
- 子どもたちの自己肯定感を育み、集団生活の中で自尊感情をもてる指導を展開する。

5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との信頼関係に基づく対応》

- 被害及び加害の子どもの双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら指導する。
- いじめ防止委員会は解決に向けた対応方針を保護者に伝える。

6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する。 《地域、関係諸機関等との連携》

- 外部の人材や狛江市教育支援センター、関係諸機関と適切に連携して対応していく。
- 学校運営協議会を「学校サポートチーム」とし、役割を分担し、支援・指導を請う。

- ◆いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方はしない。
- ◆いじめの行為の重大性や緊急性及びその行為により受けた被害の子どもの心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆行為を受けた子どもが苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

(5) 年間指導計画

	1 年	2 年	3 年	委員会
4月	<ul style="list-style-type: none"> 学級づくり 「学級の誇り」設定 生徒会入会式 二者面談 校外学習 (E 組) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級づくり 「学級の誇り」設定 生徒会入会式 二者面談 校外学習 (E 組) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級づくり 「学級の誇り」設定 生徒会入会式 二者面談 校外学習 (E 組) 	委員会・学校組織の確認 いじめ授業指導案検討 小学校からの情報の共有 生徒理解職員会議 不登校生徒への対応 学校運営連絡協議会 第三育成委員会 民生・児童委員との会合
5月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止授業 セーフティ教室 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止授業 セーフティ教室 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止授業 セーフティ教室 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 体育祭 ふれあい月間 Web QU いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 体育祭 ふれあい月間 Web QU いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 体育祭 ふれあい月間 Web QU いじめアンケート 	ふれあい月間 Web QU分析 いじめアンケート分析 取組の推進
7月	<ul style="list-style-type: none"> 道徳授業地区公開講座 ガイダンス 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳授業地区公開講座 ガイダンス 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳授業地区公開講座 ガイダンス 	道徳教育推進教師との連携 ガイダンスでの情報確認
9月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止授業 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止授業 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止授業 修学旅行 	二学期いじめ防止授業 指導案検討 夏休み明け生徒への取組 不登校生徒への対応 学校運営連絡協議会
10月	<ul style="list-style-type: none"> 合唱祭 	<ul style="list-style-type: none"> 合唱祭 	<ul style="list-style-type: none"> 合唱祭 	Web QU取組へのサポート
11月	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練 ふれあい月間 Web QU いじめアンケート 合同和泉の日 	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練 ふれあい月間 Web QU いじめアンケート 合同和泉の日 職場体験 	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練 ふれあい月間 Web QU いじめアンケート 合同和泉の日 	ふれあい月間 Web QU分析 いじめアンケート分析 取組の推進 第三育成委員会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンス 人権週間 	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンス 人権週間 	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンス 人権週間 	ガイダンスでの情報確認 人権週間への取組 3 学期いじめ防止授業 指導案検討
1月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止授業 移動教室 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止授業 校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止授業 	学校評価の結果分析 次年度の年間計画・指導方針の検討開始 次年度の年間計画・指導方針の検討開始
2月	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい月間 いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい月間 いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい月間 いじめアンケート 	第三育成委員会 いじめアンケート分析 不登校生徒への対応 学校運営協議会
3月	<ul style="list-style-type: none"> 卒業式 修了式 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業式 修了式 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業式 新たな進路へ 	いじめ基本方針改訂 次年度年間取組計画策定 次年度への確実な引継ぎ 進学先への連絡 新入生の情報集約

SCによる全員面談

4 いじめの未然防止

- 人権教育をより一層推進する。
- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。
- 「いじめ防止に関する授業」を学期の始めに必ず実施し、生徒がいじめについて深く考え、いじめが絶対に許されないことを自覚できるようにする。
- 手段の一つとしての自覚と自信を育むことができるような体験活動の充実を図る。
- いじめ防止に資する生徒の主体的な企画及び運営による活動を支援し、その充実を図る。
- 教職員の指導力・資質向上のための校内研修を充実させる。
- 保護者・教職員にいじめを防止することの重要性について、より一層理解を促すための啓発活動を行っていく。

5 いじめの早期発見・早期対応

- いじめの行われる場所やその様態を考慮し、生徒のわずかな変化に気付くため、日常生活状態を観察する力を養う。
- 生徒の本音が聞けるような人間関係づくりを進める。信頼関係の基本は授業であることをあらためて自覚し、教育活動に励む中で培っていく。
- アンケート調査や定期的な面談、聞き取り等を基にいじめの早期発見に努める。特に Web QU の結果分析に力点を置き、今まで培ってきたノウハウを生かし、違った側面からの生徒理解に努める。
- 生徒の変化に関する情報について、すべての教職員が円滑に情報を共有し、継続して気になる生徒の見守りができるように、必要に応じてケース会議を開催する。
- 子どもが相談しやすく、教職員が一人で抱え込むことがない教育相談体制を確立する。

6 ネットいじめへの対応

- セーフティ教室等において生徒に対する情報モラル教育の充実や保護者等への啓発活動を推進する。
- インターネットを通じて行われるいじめが生じた際には、狛江市教育委員会及び関係諸機関と連携して、迅速に必要な措置を講じる。
- SNS 三中ルールに基づいたそれぞれの家庭でのルールを重視し、遵守させる。

7 地域や家庭と連携した相談体制

- いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を擁護するために、地域や家庭と連携した相談体制を確立する。
- 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図り、迅速な対応が出来るよう、学校いじめ防止委員会、生活指導部の教育相談部を中心とした相談体制を整える。
- 日頃からいじめの防止に向けた学校の取組を学校便りやホームページ等で発信していく。

8 いじめの解消に係る判断(基準)

- いじめに関わる行為が止んでいること(少なくとも3ヶ月)
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめた生徒が、心から謝罪をしていること
- いじめた生徒が、「もう絶対にやらない」と約束していること

9 その他の留意事項

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携はもとより、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- 発達障がいを含む障がいのある生徒が関わる【いじめ】について
 - ・学校生活支援シートや個別の指導計画を活用して情報を共有する
 - ・生徒の特性やニーズ、専門家の意見を踏まえた適切な支援と指導が必要である
- 帰国子女や外国籍の生徒、国際結婚の保護者をもつ生徒等
 - ・言語や文化の差からいじめが行われることがないように配慮する
 - ・生徒・保護者等に対する理解を促進し、学校全体で見守る
- 性同一性障がいや性的志向・性自認について
 - ・教職員全体が正しい理解をし、学校として必要な対応を、歩調をそろえて行う。
- 東日本大震災により被災した生徒又は、原子力発電所事故により避難している生徒への配慮
 - ・当該生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を十分に理解する。
 - ・心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら指導に当たっていく。

10 重大事態への対応

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企図した場合等)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相等の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

いじめ防止対策推進法第28条

- (1) 重大事態が発生したときは、狛江市教育委員会を通じて速やかに狛江市長に報告する。
- (2) 狛江市教育委員会及び学校は、その事態に対処するとともに学校のいじめ防止委員会等において、事実関係を明確にするための調査を開始する。
- (3) 狛江市教育委員会は学校が調査を行うときは、いじめ問題対策連絡協議会を開催するなどして、必要な指導・助言または支援を行う。
- (4) 狛江市長は必要に応じ、狛江市いじめ問題調査委員会を設置し、重大時代についての再調査等を依頼することができる。
- (5) 狛江市教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に関わる必要な情報を適切に提供する。